

17世紀ドーセット州 Gillingham 地域 における亜麻織物業の経営形態の分析と 亜麻織布工の暴動関与への経済的要因について

乾 秀 明

はじめに

イギリス毛織物工業の展開においては、かつて大塚久雄が唱えた「農村の織元」、即ちマニュファクチュアの産業資本が問屋制的商業資本「都市の織元」を駆逐する構図があったが、研究史の現段階では都市と農村においても問屋制とマニュファクチュアの結合した経営形態が展開し、都市と農村は相互依存関係にあった⁽¹⁾という認識が定着しつつある。

本稿の課題は、17世紀ドーセット州 Gillingham 地域の遺産目録をもとに、毛織物工業以外の繊維産業部門における「問屋制とマニュファクチュア」に関わる研究の手始めとして、亜麻織物業についてその具体的な経営形態を明らかにすることにある。加えて、17世紀20年代、40年代に勃発した Gillingham 御料林の暴動に際して亜麻織布工がいかなる経済的要因で関与したかについての若干の考察を試みたい。まず、17世紀の織物業を取り巻く社会経済的情勢を概観した後、Gillingham の地域的特質からそのマナー支配、共同体規制の脆弱性を述べ、遺産目録の分析による亜麻織物業の具体的な経営形態の解明に移ることにする。

16世紀にイングランドで作られた織物は、毛織物 (woolen cloth) ・亜麻織物 (linen) ・帆布 (canvas) であり、こうした織物のための原料の多くが家庭で賄われた。羊毛は、イギリスの牧草地で生産され、毛織物の生産は海外貿易の総輸出量の四分之三を占めていた。1550年の毛織物産業の深刻な不況により、

毛織物に依存する経済の脆弱性が露わになると、政府は国益のための経済的基盤の拡張を試みることになる。最初の試みが衣類関係の拡大であったが、当時品質の良い織物が海外から国内市場にすでに数多く流入していた。それに対抗すべく New Drapers——と彼らは呼んだが——という混合繊維があみだされた。羊毛の混じった亜麻織物などがその一部で、彼らは様々な種類のものをあみだした。こうした様々な種類の繊維を混ぜ合わせた衣類も家庭内作業からはじまった。イングランドの亜麻織物や帆布に関して言えば、外国製のものに比べ品質が劣り国際的に競争力の乏しいものであったゆえに大量の亜麻織物や帆布が大陸諸国フランス、オランダ、ドイツから輸入されていた。経済国益優先主義いわゆる経済的ナショナリズムの雰囲気の中、亜麻織物や帆布の国内生産者は国際市場で通用する競争力のある製品を製造するために奮起させられることになる。麻および亜麻の生産を奨励する法案が成立し、麻および亜麻はもう一つの農業 (alternative agriculture) の有益な部門になった。政府は、技術の向上を図る目的で町々にイングランドに定住できる外国人織工の誘致を奨励した。1560年代にはじまったこの政策により亜麻織物産業および麻繊維産業がノーファク、サファク、サマセット各州およびドーセット州 Bridport といった特定地域に集中することになった。⁽²⁾

16世紀後半期においてすでに麻の栽培が一般的に行われていたことを裏づけるものに、Bridport から北東9マイル、Gillingham から南西12マイルの Yetminster 郡の Melbury Bub の牧師 Sir Edward Collins の1572年の遺言書がある。それには2頭の去勢牛 (ij^o ox)、乳牛5頭 (cow)、牡の子牛1頭 (j bullocke)、子牛1頭 (wenling calf)、2頭の去勢した子牛 (steare bullocke)、3歳未満でまだ子を産まない若い牝牛1頭 (a red heyfer)、1歳の牝牛2頭 (heyfer bullocke ij^o)、1歳の子牛2頭 (one colt of one yeare of age)、荷車一台 (one waine)、犁 (zowlo; sallow, plough)、大馬鋤 (dragge)、馬鋤 (a pair of eythes) の他に、楡の木材2ルードのもの3本 (iij peeces of elme by estimacion ij lodes)、4d. 相当の板材 (sawed boordes)、テーブル製作用の楡の板材3枚 (iij sawed planes of elme)、オーク材2本 (ij peeces of Oke)、アッシュ材3本 (timber of Ash)、そして麻を470束 (470 sheaves of hems) が記載され、その評価額は£54 3s. 2d. (s. はシリング、d. はペンスを意味する) であった。⁽³⁾

ではまず Gillingham の亜麻織物業の具体的考察に入る前にその地域的特質

について述べておきたい。

1 Gillingham の地域的特質

Gillingham マナー (royal manor of Gillingham) は、Motcombe を含み Burton, East Stour および West Stour まで広がる広大なもので、州内でも有数のマナーであった。⁽⁴⁾

Gillingham を含むドーセット州北部、北西部をサースクは馬の飼育も含めた酪農・養豚主体 (Dairying and pig-keeping, sometimes with horse breeding) の森林放牧地経営型 (Wood Pasture, pasture farming types) の地域と特徴づけ⁽⁵⁾ている。

1624年の Gillingham マナーの地図によれば、御料林を真中に東西にそれぞれ Gillingham と Motcombe がある。注目したいのは各々の膳本保有農の保有地がすでに方形になっており、帯状の耕地は全く存在しないことである。⁽⁶⁾

1608年の検地から当時の耕地制度の一端がうかがえる。⁽⁷⁾ Gillingham マナーには5つの共同耕地 (North Field, South Field, Woodhouse Field そして Majeston Field) があった。ジェントリ層も含めて42名の保有者がいた。Edward Sturton 卿の Majeston 共同耕地48エーカー、Joane Mountier の South 共同耕地22エーカー、Thomas Wilkins の North Field 16エーカーなどを除いて、およそ保有地面積は10エーカー未満であり、5エーカー未満が主流である。William Blacker esq は、North Field には保有地を有さないものの、South Field に120エーカー、Woodhouse Field に104エーカー、Stockfield に36エーカー、そして Majeston Field に40エーカーを保有していた。しかし、一部のこうしたジェントリと富裕な農民層による耕地の保有が確認されるが、全体的には耕地面積に比して採草地、放牧地面積の多いこと、Bailiff's Walk なる1000エーカーの共同地の存在など、この地の農業の比重が、穀物生産よりもむしろ牧畜業にあったことがわかる。

また、多くの牧草地の囲い地 (a close of meadow) または放牧地の囲い地 (a close of pasture) がみられる。このことはこの地域が各地条の売買交換が⁽⁸⁾早期から行なわれた地域であったことを示している。Motcombe および Bourton を除く Gillingham マナーの放牧地および牧草地の囲い地では、Morgan Cave の牧草地・放牧地の囲い地59エーカー、William Chove の二つの囲い地

の総計17エーカー、同じく Robert Hyde esq の二つの囲い地総計16エーカー、同じく Laurence Cockes の数個の牧草地の囲い地総計11エーカーおよび二つの牧草地の囲い地総計23エーカー、John Temple の牧草地の囲い地15エーカー、そして William Blacker esq の保有する4つの囲い地それぞれ10エーカー、などを除いて他の43名の保有農の多くが5エーカー未満の囲い地を有していたに過ぎない。

Gillingham 膳本保有農 William Reade は、共同耕地 North Field と South Field にそれぞれ10.25エーカー、13エーカーの耕地を保有し、さらに同じ共同耕地内にそれぞれ2ルード、1ルードの牧草地を保有していた。また、膳本保有農 George Jukes は、Woolfield とよばれる耕地内に放牧地の囲い地 (one close pasture) を保有していた。また、共同耕地 South Field に22エーカーの耕地を保有していた膳本保有農 Alexander Mountier の妻 Joan Mountier (別名 Ludwell) は、同じ共同耕地 South Field 内に2ルードの牧草地 (meadow) を保有していた。更に Robert Harben junior [後の1624年の検地では肩書きは⁽⁹⁾ジェントリと記載されている] は、Stockfield という共同耕地内に3ルード (0.75エーカー) の採草地を保有していた。こうした複雑な保有状況は共同体規制から解放された私的経営が形成されていたことを示すものである。

このように、1608年の検地から Gillingham が共同体規制のかなり弛緩した地域であることが浮き彫りにされた。そして、その後 Gillingham マナーの耕地や放牧地は同意によって囲い込まれることになる。

1611年のマナー裁判に同意による囲い込みが行われた記録がある。

『Gillingham の共同耕地 (Common fields of Gillingham) に耕地 (arable) および牧草地 (meadow) を有する全ての自由保有農および膳本保有農が、まず初めに割り当てについて各人のアクセスの便利ように考慮されること、二つ目に、囲い込まれた土地の割合に応じて入会権を減ずること、すなわち耕地であれば1エーカー当たり羊を2頭、牧草地であれば4頭というように、三つ目に自由保有農は囲い込まれる耕地および牧草地1エーカーあたり20シリングを貧民にその代償として支払うこと、膳本保有農はこの限りではないという三つの条件で共同耕地の囲い込みを行うことで同意される。』⁽¹⁰⁾

その後、囲い込みによる貧民への代償や牛、羊の放牧の削減などが守られて

いないために、1627年に1611年のマナー裁判記録の再確認が行われている。

『かつてこの裁判で、自由保有農各々が Gillingham の共同耕地内の自己の保有地を囲い込み、柵で囲い込まれた耕地 (arable) および牧草地 (meadow) 1 エーカーにつき20シリングを当マナーの貧民に代償として支払うことが取り決められた。今、我々陪審は強く次のことをのぞみ、同意する。すなわち、同じ裁判命令が囲い込みを行った自由保有農によって遵法され執行されること、そして牛・羊の耕地への削減の裁判命令が効力を有し、全ての入会権者 (all Commoners) によって執行されること、それについて、当裁判でつぎの事柄が決定される。すなわち、共同耕地の囲い込みに関わった住民によってかわされた最初の同意は、徹頭徹尾実施されること、また実施されない場合は囲い込みがとかれ5ポンドの追徴金が科されること。』⁽¹¹⁾

1624年の地図が示す方形の耕地や牧草地が形成された過程がこうした裁判記録の内容から理解されうる。

それでは、遺産目録をもとに Gillingham 地域に展開した亜麻織物業の具体的な経営形態に迫りたい。

2 Gillingham 地域の亜麻織物業の経営形態

最も古い織物は植物の繊維から製造されたものであり、多くの植物の繊維が有益であったことは勿論ではあるが、中世ヨーロッパの織物産業で使用された最良の植物繊維が亜麻 (linum usitaissimum) であったことはよく知られている。⁽¹²⁾

17世紀における亜麻織物業者が現実如何にして生産を組織していたのか。およそ17世紀における Gillingham 地域の亜麻織布工 (linen weaver) の遺産目録をもとに若干の考察を試みたい。分析対象となった亜麻織布工の遺産目録の作成された年代および遺産総額は表1の如くである。

ドーセット州 Gillingham 地域における17世紀の亜麻織布工の遺産目録は残念ながらほとんど残存していない。しかし、ドーセット州 Gillingham 教区の1651年から1659年間の結婚許可証から11名の亜麻織布工が確認できる。⁽¹³⁾ また、1620年代の御料林伐採の際に勃発した暴動に対する1630年2月23日の財務府裁判所最終尋問では、暴動に参加したとして74名の者が有罪判決を受けた

表 1

氏 名	遺産目録 作成年月日	地 名	遺産総額		
			£	s.	d
Randall Bamster	1583年 8月20日	Mere (Wiltshire)	83	11	8
Richard Bowell	1641年 9月 7日	Mere (Wiltshire)	52	7	5
Robert Ollyver	1642年 9月 5日	Mere (Wiltshire)	273	0	0
Jeremiah Gatehouse	1684年 5月30日	Motcombe (Dorset)	221	15	0
Hugh Brady	1686年 1月22日	Milton (Dorset)	9	13	8
Richard Peirey	1687年 9月22日	Bourton (Dorset)	248	13	0
Richard Green	1690年 1月28日	Gillingham (Dorset)	8	10	0

が、その中に亜麻織布工3名が含まれている⁽¹⁴⁾。

本稿で取り扱う亜麻織布工の遺産目録は、16世紀のものが1通、17世紀のものが6通であるが、こうした必ずしも多いとはいえない遺産目録の残存数にもかかわらず、それらはかれらの経営形態を相当程度明らかにしてくれるものである。

亜麻・大麻の栽培は、14世紀に Gillingham 教区 Motcombe 近辺において行われていた記録がある。しかし、17世紀の栽培地の記録は残念ながら Gillingham 教区には残っていない⁽¹⁵⁾。

一般的に農民 (farmer) と織物業者 (manufacuturer) との間に亜麻仲買人 (flax jobber) が存在し、1 エーカー当たりおよそ£4 から£5 を農民に支払って種子を渡して亜麻を栽培させていたようである。最良の亜麻の種子は Riga から輸入され、種子は4月半ば頃に播かれて7月の終りに婦人や子供の手で引き抜かれ、乾燥するまで草地に天日干しされた。乾燥された後、種子が叩き出され、茎はさらに乾草の後なめされ麻打ち器で打たれた。その後、その原料は紡糸に向けて亜麻梳き業者 (flax dresser) に送られた⁽¹⁶⁾。多くの亜麻梳き業者はその仕事と亜麻の売買取引をもあわせ行い、実際の亜麻梳き (dressing or heckling) をするために年季奉公人 (journeymen) を雇っていた。全てではないが大抵の亜麻梳き業者は、生産地近くの作業場で働いた⁽¹⁷⁾。しかし、Gillingham 地域におけるこうした亜麻梳き業者の具体的な分析は史料の関係上現在のところ不可能である。では、亜麻織布工の遺産目録の分析に入りたい。

まず、Gillingham から北へ3マイルほどのところに位置するウィルト

シャー (Wiltshire) の Mere マナー (royal manor of Mere) の 3 名の亜麻織布工の遺産目録を分析する。

亜麻織布工 Randall Bamster (別名 ffoster) は大広間 (hall)、寝室 (chamber)、さらに大広間の階上にもう一つの寝室、台所 (kitchen)、作業場 (shopp) からなる家屋に居住し、若干の土地で農業を営んでいた。彼の 1583 年の遺産目録にあげられたものはおよそ次のようなものであった。

＜Randall Bamster の遺産内容〔総額 £83 11s. 8d.⁽¹⁸⁾〕＞

〔農業関係—£32. 3s. 4d.〕 遺産総額に占める割合 約36%

家畜：牝牛14頭 牡牛2頭 (fowertene kyne and two bulls) —£16相当、2歳⁽¹⁹⁾の去勢牡牛4頭、子羊5頭 (iiij^{or} bullocks of two yere aidge and five yere-lyngs) —£3. 13s. 4d. 相当、去勢馬1頭 牝馬3頭 子馬2頭 (one gelding, three mares and two hogg colts) —£5相当、そして子豚2頭、小型の豚3頭 (two pigg hoggs and three lyttell pigs) —20s. 相当

穀物および乾草：4 エーカーの土地に栽培中の小麦、および同じく4 エーカーの土地に栽培中の大麦、そして1 エーカーの土地に栽培中の燕麦 (fower akers of wheate and fower akers of barley and one aker of oats) —£3. 10s. 相当、乾草 (six loade of haye) —£3 相当

〔亜麻織物業関係—£30. 10s.〕 総遺産総額に占める割合 約25%

作業場 (shopp)：5 台の織機 (fyve lowmes for to weave lynnen) —50s. 相当、4 つの亜麻職人の作業台⁽¹⁹⁾と巻糸軸架と経糸枠 (fower lynnen formes and a warpinge barr wth a skarme⁽²⁰⁾) —£5 相当、亜麻および亜麻糸 (lynnen yarne wth the flax w^{ch} is nowe in the howse) —£10相当、きめの粗いものと織り目の細かい亜麻織物 (lynnen Clothe corse and fyne) —£10相当

絶対王政下の1583年の Bamster の遺産目録には、農業を兼営する小織元の経営の存在がうかがわれる。1台10s. と安価ではあるが5台の織機は家族労働以外の雇用を示すものであり、4台の亜麻職人の作業台 (lynnen formes) —両側にある巻軸 (roller) によって亜麻織物を張る台—なども同様に家族外の雇用を必要としたと推測される。加えて、Bamster の遺産目録には、亜麻や亜麻糸、そして亜麻織物の在庫があることから、紡糸工や織布工などの

生産者に原料を手渡す問屋制前貸しを営む小織元であったと考えられる。このことは16世紀後半期の Gillingham 地域において、独立生産者たる織布工の間に織元と呼ばれる比較的経営規模の大きな織布工が現れていたことを示すものである。

次に同じくウィルトシャーの Mere マナーにおける1641年の亜麻織布工 Richard Bowell の遺産目録を分析したい。Bowell の遺産目録はおよそつぎのようなものであった。

〈Richard Bowell の遺産内容〔総額£52. 7s. 5d.〕⁽²¹⁾〉

〔農業関係——記載なし〕 遺産総額に占める割合 0%

運搬用の1頭の馬と2頭の羊 (on^e horsebeast et two sheepe) ——£ 2 相当

〔亜麻織物業関係——£52. 7s. 5d.〕 総遺産総額に占める割合 約70%

2台の織機、巻糸軸架、そして経糸枠 (Two loomes, On^e warping Bar, on^e Skarme and other things belonging to the said loomes) ——£ 2. 13s. 4d. 相当、重さにして1ポンド当たり12d.の亜麻糸80ポンド (ffower score pounds of ffyn^e and middle linen yarne at xij^d. a pound) ——£ 4 相当、亜麻繊維が綺麗に梳かれた紡糸向けの、重さにして1ポンド当たり9 d.の亜麻91ポンド (ffower score and eleven pounds of fyne and middle flax ready dressed) ——£3. 8s. 3d. 相当、約100ヤードの2反の羽根布団用側布 (2 peeces of Ticke conteyning about one hundred yards) ——£4. 5s. 6d. 相当、重さにして1ポンド当たり6d.の未漂白の亜麻糸80ポンド (ffower score pownds of Course yarne at 6^d. a pound) ——£ 2 相当、重量にして1627ポンドの仕上げをしていない亜麻 (Sixteene hundred one quarter and two pounds of Rough flflax at xxx^s. a C)⁽²²⁾ ——£24. 8s. 相当

Bamster と比較すると亜麻織物業関係の遺産総額に占める割合が70%と高い。また、Bamster の亜麻織物業関係の資産が£30. 10s. 相当であったのに対して、Bowell の亜麻織物業関係の資産は£50. 7s. 5d. 相当と高く、Bamster よりもBowell のほうがやや経営規模が大きかったことがわかる。織機2台は先のBamster と比べて少ないが、亜麻原料や亜麻糸、亜麻織物の在庫の多さは、Bowell が Bamster と同じく紡糸工程、織布工程を下請けに出していた小織元

であったことを示すものである。

次に Roberte Ollyver の1642年の遺産目録の分析を行う。Ollyver の遺産目録はおよそつぎのようなものであった。

〈 Roberte Ollyver の遺産内容〔総額£273. 0s. 0d.〕⁽²³⁾ 〉

〔農業関係——£117. 16s. 0d.〕 遺産総額に占める割合 約43%

家畜：牝牛4頭、牡牛1頭、子羊1頭、仔牛2頭 (iiiij kyne, one Bull, one yearlyn and ij weaned calves) ——£12相当、馬2頭 (ij horsbeasts) ——£4相当、豚2頭 (ij piggs) ——£3相当、家禽 (Cox and hens and other little small things) ——10s. 相当

穀物及び乾草他：麦芽ほか穀類 (his Mault et other corne) ——£1. 16s. 相当、穀物 (all his Corne in his ffeild) ——£10. 10s.相当、乾草 (all his haye) ——£6相当、チーズほか (all his cheese and other provition) ——£5相当
リース関係 (one Chattle Lease, one other Chattle Lease) ——£75相当

〔亜麻織物業関係——£107. 10s.〕 総遺産総額に占める割合 約39%

亜麻及び亜麻糸 (all his flax and lynnene yarne) ——£85相当、1台の織機、縦糸を巻く緒巻、秤 (one loome, and the things belonging to the said loome, Beame et skulls et weights) ——£2. 10s. 相当、羽根布団用側布8反 (viii peeces of Ticke)⁽²⁴⁾ ——£20相当

〔その他〕 債権 (in money owing to the testator) ——£9相当。

Ollyver は、亜麻織物業関係の資産が£107. 10s. 相当あり、Bamster の£30. 10s. 相当、Bowell の£52. 7s. 5d. 相当と比較して多く、その経営規模が彼らよりもかなり大きなものであったことがわかる。織機が1台と少ないこと、それにもかかわらず亜麻、亜麻糸の在庫が相対的に多いことは、先述した2人の小織元と同様、亜麻および亜麻糸を前貸形態によって外業部に下請けさせていたことがわかる。これは Ollyver が農業経営からは完全に自立しないで、亜麻織物業を営んでいた相当裕福な織元であったことを示すものである。

つぎに、1684年5月30日に作成されたドーセット州 Gillingham 教区 Motcombe の亜麻織布工 Jeremiah Gatehouse の遺産目録の分析を試みる。

1624年作成の地図をみると御料林の東隣に Play Crose Elmes という地域が

ある。そこに Cramburne Lake⁽²⁵⁾ という小川が流れ込んでいる。その Play Crose Elmes のすぐ北側に約24エーカーの保有地があり Cramburne Lake がその中央部を流れている。Gatehouse 家は代々その土地を保有していたようである。

亜麻織布工 Gatehouse は、亜麻を水につけて柔らかくする retting 工程のために、この小川から水路を引いて行ったと考えられる。この retting 工程⁽²⁶⁾ によって河川は汚染され悪臭を放つため、河川での retting は1541年に議会制定法 (Act of Parliament) で禁止され、特別に作業用の穴が掘られた。亜麻は約2、3週間水に浸された後、乾燥させるために草地に3日から6日の間日干しされた。この工程を 'grassing' という。次の段階が scutching 工程である。叩いて木質を分離させる作業で 'swingling' とよばれる。さらに柔らかくするために板に凹凸のついた木槌で叩かれた。最終的には、作業台に取り付けられた先端の尖った梳き櫛 (hackle or hetchel) に繊維の束を置いて挽いた。そして、つぎに亜麻を梳く combing の工程がある。これは dressing 工程と知られている。この工程で用いられる道具によく遺産目録に記載されている梳き櫛 (hetchels)⁽²⁷⁾ がある。

ここで Gatehouse の屋敷と付随する施設について言及しておく。Gatehouse の屋敷は大広間 (hall)、居間 (parlour)、居間寝室 (Parlour chamber)、大広間の寝室 (Hall chamber)、玄関横の寝室 (Entry chamber) からなっていたが、これに付随して貯蔵室 (buttery)、作業場 (shop)、酪農室 (dairy room)、漂白場 (bucking house)、納屋 (Barton) があった。特に、この漂白場はこれまで言及した織元にはない作業場であり、仕上げ工程を掌握した織元が有する共通の作業場であったことに注目したい。

1684年の Jeremiah Gatehouse の遺産目録はおよそつぎのようなものであった。

＜Jeremiah Gatehouse の遺産内容〔総額£221. 15s. 0d.〕⁽²⁸⁾＞

〔農業関係——£54. 12. 0d.〕 遺産総額に占める割合 約25%

家畜：8頭の乳牛、1頭の牡牛、15頭のまだ子を産まない若い牝牛、2頭の豚、17頭の羊に1頭の馬 (eight cows & one Bull, fifteen Heifers, two piggs, one horse, and seventeen sheep) ——£54相当。

酪農製品：チーズ20個 (twenty cheeses) ——12s. 相当 [4つのパン捏ね鉢 (Four Trendles)、及びバターをつくる攪乳器 (one Butter churn) を含む]

[亜麻織物業関係——£92. 15s.] 遺産総額に占める割合 約42%

作業場 (shop)：1台の織機 (one loom)、2つの亜麻梳き櫛 (two Hatchels)、秤2つ (two payr of scales)、2台の紡糸車 (two turns⁽²⁹⁾)、経糸枠 (one warping-bar) ——15s. 相当。

漂白場 (Bucking house)：大きな容器 (one Fat)、釜 (one kettle) ——15s. 相当

納屋 (Barton)：重さにして710ポンドの亜麻糸 (34 score & 30 pounds of fine yearn) ——£30相当。重さにして120ポンドの亜麻の短繊維で紡がれた亜麻糸 (six score of Towe yearn⁽³⁰⁾) ——£1相当。長さにして500ランドの亜麻糸 (25 score of Ronds⁽³¹⁾) 及び重さにして10ポンドの Hamborough 産亜麻糸 (Ten pounds of Hamborough yearn) ——£10相当。41ダースの亜麻及び6ダースの亜麻の短繊維 (41 dozen of Flax and 6 dozen of Towe) ——£2. 5s. 相当。

自家 (house)：重さにして400ポンドの亜麻糸 (Twenty score of fine yearn) および重さにして80ポンドの未漂白の亜麻糸 (Four score of brown yearn) ——£23相当。羽根布団用側布9反 (Nine pieces of Tyke) ——£16相当。麻布5反 (Five pieces of Sackcloth) ——£5相当。

亜麻紡糸工の手元 (in the hands of the spinners)：重さにして175ポンドの紡糸工程向けの亜麻 (Eight Score and fifteen pounds of dressed Flax) ——£4相当。

[その他] 債権 (debts due upon bond⁽³²⁾) ——£27相当。

Gatehouse は、自己の作業場に紡糸車2台と織機1台を備え、さらに漂白場をも備えて紡糸工程、織布工程、仕上げ工程たる漂白工程を自己の作業場で行っていた。しかし、残念ながら Gatehouse の遺言書は残っておらず、彼の家族構成は不明であり、自己の作業場において家族労働以外の徒弟もしくは職人を雇用していたかどうか分からない。

Gatehouse は、£2. 5s. 相当の亜麻41ダース及び亜麻の短繊維6ダース (41 dozen of flax and 6 dozen of Towe)、紡糸工 (spinster) の手元に重量175ポンドの梳き終えた£4相当の亜麻 (eight score and fifteen pounds of dressed flax in the hand of spinners)、そして自己の作業場に二つの梳き櫛 (two Hatchels)

を残していることから、所有する亜麻原料を自己の作業場で亜麻を梳かせて (combing)、それを自己の作業場の2台の紡糸車で亜麻糸を紡糸するか、あるいは亜麻紡糸工 (spinsters) に手渡して前貸形態で下請けさせていたことがわかる。

亜麻糸は、通常紡糸の段階と織物としてできあがった段階で漂白される。前者は、亜麻糸の洗浄及び漂白のために束状に巻き取られる。漂白された後、経糸を織機で整織できるように整える整経の段階に入る。Gatehouseの作業場に整経に必要な経糸枠 (warping bar) が残っている。

整経を終えた亜麻糸は織布工程に送られる。遺産目録には、重さにして710ポンド、評価額£30相当の漂白済みの亜麻糸 (34 score & 30 pounds of fine yearn)、重さにして120ポンド、評価額£1相当の亜麻の短繊維で紡がれた亜麻糸 (six score of Towe yearn)、重量にして10ポンド、評価額£10相当のHamborough産亜麻糸 (Ten pounds of Hamborough yearn)、そして評価額£23相当の重さにして400ポンドの漂白済みの亜麻糸及び未漂白の亜麻糸80ポンド (Twenty score of fine yearn in house and Four score of brown yearn) などの多くの亜麻糸が記載されている。こうした大量の亜麻糸の在庫にもかかわらず、Gatehouseは作業場に織機を1台しか所有していない。これは、Gatehouseが紡糸工や質機織布工を前貸問屋的にして資本主義的家内労働を組織していたことを示すものである。

ここで漂白工程について述べておきたい。亜麻織物の場合、先述したように亜麻糸 (yarn) の段階と織った後の段階という2つの段階で漂白が行われた。もともと亜麻織物は原色が茶色であることから漂白工程が必要になってくる。⁽³³⁾ 漂白工程は、地域によって異なるとされるが大まかに以下のように要約される。⁽³⁴⁾

- (1) 亜麻糸の束 (banks of yarn) または亜麻織物 (cloth) が洗われる。
- (2) しばしばわらび (bracken) や薪 (wood) を燃やしてつくられる灰汁 (potash) と尿 (stale urine) で作られたアルカリ液 (alkaline lye) で煮沸あるいは浸される。煮沸は、単純な浸し作業よりも時間的ロスが少なかった。これを 'bowking' または 'bucking' という。
- (3) 煮沸されたら再度水で洗われ、漂白のために少なくとも2、3週間天日干しされる。これを 'crofted' 'grassed' という。

(4) 最後にバターミルクに浸して酸敗させてから洗い流す。

この全過程を5, 6回行う。そのために、全作業は夏中かけておこなわれる。時折、酸敗の作業は最後の行程として1回だけ行われた。

Gatehouseの遺産目録には、漂白場(Bucking house)の記載があり、15s.相当の大きな容器(one Fatt)がその中に残されている。したがって、漂白工程がおこなわれたのは間違いないが、煮沸によるものなのか単純に浸す方法が用いられたのかはわからない。

灰汁と尿によるアルカリ液の製造には多くの薪と家畜が必要であり、酸敗の作業にはバターミルクが必要となれば亜麻織物業者と酪農業の関連性が想定される。現に、Gatehouseの遺産目録には、£54相当の8頭の乳牛、1頭の牝牛、15頭のまだ子を産まない若い牝牛、2頭の豚、17頭の羊に1頭の馬(eight cows & one Bull, fifteen Heifers, two piggs, one horse, and seventeen sheep)が記載されている。そして、酪農業を兼業していたことを示すものに酪農室(Dairy Room)の記載がある。Gatehouseは酪農室にチーズ20個(twenty cheeses)、4つのパン捏ね鉢(Four Trendles)、そしてバターをつくる攪乳器(one Butter churn)を残している。ミルクからバターを作ったあとに残る液体がバターミルクであることから、その残った液体バターミルクを酸敗作業に利用したと考えられる。

Gatehouseの遺産総額(£221 15s.)のうち、亜麻織物関係の資産が約42%、酪農関係のものが約25%を占めており、酪農業の比重が割合高いことから、Gatehouseは富裕な酪農家であると同時に、亜麻梳き工程に2つの梳き櫛、紡糸工程に2台の紡糸車、織布工程に1台の織機、仕上げ工程に漂白場を備えるなど亜麻織物生産の全ての工程をその経営に含め、大量の亜麻や亜麻糸を在庫し、そして仕上げ工程たる漂白工程を掌握することにより、紡糸工と織布工を前貸し問屋的に支配しながら、亜麻糸や亜麻織物を買取って仕上げを行っていた富裕な織元であったといえよう。

最後に、亜麻織布工Richard Peireyの遺言書、遺産目録をみていきたい。

Peireyは、遺言書でサマセット州チャールトン・マスグローブのマナー(Mannor of Charleton Musgrove)に4エーカーの牧草地・放牧地を保有し、遺言によって息子Johnに遺贈するとしている。また、最近Mullens兄弟から購入したドーセット州ギリングム教区BourtonのBench Landと呼ばれる99年

間のリースの牧草地の囲い地を妻に遺贈するとし、彼女の死後は息子 Richard に遺贈するようにと遺言している。他にも、Peirey は幾つかの囲い地を80年のリースで有していた。遺言書の末尾で、遺言執行者である妻 Mary に遺言に記載されていない全ての動産 (goods and Chattley)、債務 (debt)、債権 (Creditt)、および亜麻織物業に関わる取引に必要な資金、機材備品 (ready money, utensils and Implement of Trade belonging to the Linnen Manufacture) を遺贈⁽³⁵⁾するとしている。

1687年の Richard Peirey の遺産目録はつぎのような内容であった。

〈 Richard Peirey の遺産内容 [総額£248. 13s. 8d.] ⁽³⁶⁾ 〉

[農業関係—£9. 0s. 0d.] 遺産総額に占める割合 約4%

家畜：2頭の乳牛 (2 Cowes) —£3相当。馬、馬勒、鞍ほか (the mare & bridel & sadell & other things belong) —£3相当。1頭の子馬 (one other Colt) —£1相当。

乾草 (his haye) —£2相当。

[亜麻織物業関係—£162. 3s. 8d.] 遺産総額に占める割合 約65%

作業場 (shoope)：4台の織機 (4 Loombs & all things belonging to them)

亜麻作業場一階 (fflax shoope)：4つの梳き櫛および1台の職人作業台 (4 hathels & 1 forme) —5s. 相当。

亜麻作業場階上 (fflax shoope loft)：経糸枠及び巻糸軸架 (a warping barr & scerm and other things belonging to them) —7s. 相当。1台の織機及び2台

の紡糸車 (off fflax & too at Speening) ⁽³⁷⁾ —£2相当。縦糸通し (in house & upon loombes of hike) ⁽³⁸⁾ —£30相当。重さにして1ポンド当たり12d. の艶出し

済みの亜麻糸1000ポンド (one 1000 li. of fine pound yarne at 12d. per)

—£50相当。重さにして1ポンド当たり5d. の漂白済み及び未漂白の亜麻

の短繊維で紡がれた亜麻糸合わせて820ポンド (of too yarne 820 li. white &

brown at 5d. per) —£17. 1s. 8d. 相当。麻布4荷 (of Rand, 4 packs)

—£40. 10s. 相当。亜麻及びアイルランド産亜麻糸 (fflax & Irish yarne)

—£5. 10s. 相当。

[その他] 現金 (of money in house to the value of) —£20. 10s. 債権 (debt owing to the value of) —£30

遺産目録には Gatehouse と同様に多くの亜麻糸が記載されている。中でも、重量にして1ポンドあたり12ペンスの艶出し済みの亜麻糸1000ポンド (£50相当) が記載されているが、亜麻糸は漂白された後に艶出しの作業がおこなわれたようである。艶出し機 calender が一般に用いられるようになる以前は、河川の縁で平らな石板の上に亜麻糸を置いて木製のきね beetle で打つことによって磨かれた。Peirey の遺産目録にはこうしたきねの記載はないが同様に⁽³⁹⁾して艶出しが行われたと思われる。

彼は、自己の作業場に中核となる織布工程、それに仕上げ工程、そして準備工程もあわせて行わせていた。すなわち、亜麻作業場 (fflax shoope) には4つの梳き櫛に1台の職人用作業台 (4 hachels & 1 forme) が置かれ、その階上 (in the fflax shoope loft) に7s. 相当の経糸枠と巻糸軸架 (a warping barr & scerne) 及び合わせて£2相当の1台の織機と2台の紡糸車 (off fflax & too at speening) が設置され、そして£30の値打ちの麻糸を糸巻きにおくる縦糸通が残されていた (Also in house & upon Loombes of hike to the valley of, Also off fflaxe & too at speening)。

この亜麻作業場で亜麻が紡糸され、織布工程に送られた。ここで亜麻糸が、徒弟あるいは雇職人により5台の織機で亜麻が織られた。⁽⁴⁰⁾

そして織布工程で織られた織物は、仕上げ工程である漂白工程を行う漂白場 (Booken house) に運ばれた。この漂白場には、Gatehouse と異なり煮沸するための釜2つ (2 furnes) と煮沸された溶液を入れるための2つの鉛の釜 (2 leaden sesteen) を備えており、単純に浸す方法ではなく煮沸による漂白工程が行われていた。漂白工程の最終段階である酸敗の作業では、必要なバターミルクが自己所有の2頭の乳牛 (2 Cows) によって準備され用いられたと考えられる。

遺産総額£248. 13s. 8d. の内、亜麻織物関係が£162. 3s. 8d. と約65%を占めており、酪農関係は僅かに4%にすぎない。さらに、遺言書に記載されているように亜麻織物業の取引に必要な資金が£20. 10s. あり、債権が£30あった。

Peirey は、亜麻作業場 (fflax shoope) の亜麻梳き工程、階上における紡糸工程、作業場 (shoope) での織布工程、漂白場 (Booken house) における漂白工程を有した。準備工程の亜麻梳き工程に4つ梳き櫛、紡糸工程では2台の紡糸車、基軸たる織布工程では5台の織機を備えており家族労働のみで行われた

のではなく徒弟もしくは職人を雇用することによって小規模ながら分業にもとづく協業を組織していた。そして、その小規模な分業にもとづく協業にもかかわらず多くの亜麻糸が存在していることから、彼は紡糸・織布工程において前貸し形態によって外部の紡糸人や織布工に外注していたと考えられる。

このように Peirey は仕上げ工程たる漂白工程を掌握した分散マンユファクチュアを営む裕福な織元であった。

Gatehouse および Peirey の亜麻織物関係の資産の内訳を示したものが表 2 である。

表 2

遺産総額	流動資本			固定資本		
	亜麻・紡糸	亜麻布	合計	織機ほか	その他	合計
S. Gatehouse £221. 15s. 0d.	£ 74. 5s.	£ 21	£95. 5s.	22s. (1台)	15s.	37s.
R. Peirey £248. 13s. 8d.	£72. 11s. 8d.	£ 40. 10s.	£ 113. 1s. 8d.	*£6. 7s. (5台)	£ 10. 10s.	£ 16. 17s.

註：固定資本の「織機ほか」には経糸枠、巻糸軸架等を含んでいる。「その他」には漂白に必要な炉・釜等が含まれている。

* 遺産目録には亜麻作業場階上の織機と 2 台の紡糸車で評価額 £2 とあるため、正確な織機 1 台の評価額が不明である。従って亜麻作業場階上の織機の評価額は £6. 7s. には含まれていない。

これらの織元の資産構成から亜麻、紡糸、亜麻布といった流動資本と比較して織機などの固定資本の占める割合が極めて少ないことがわかる。まず、流動資本たる亜麻、紡糸の在庫であるが 2 人の織元それぞれ 30% 強に及んでおり、亜麻布の在庫についても Gatehouse では遺産総額の 10% 弱、Peirey については約 16% となっている。従って、Gatehouse の流動資本の占める割合は遺産総額の約 43% であり、Peirey については約 45% にのぼる。一方、固定資本では、仕上げ工程たる漂白工程の炉や釜その他容器を含めても遺産総額に占める割合は Gatehouse が 1% 弱、Peirey が約 7% と極めて少ない。織機に関しては、Peirey の織機と比較して Gatehouse の 1 台の織機の価格は 22s. と非常に安価であるが、その Peirey にしても織機 5 台分で £6. 7s. と安価であり、これらの織元の遺産総額からすれば織機への資本投下は容易であったはずである。

しかし、固定資本への投資がされずむしろ流動資本へ投資の比重が過度になされたのは如何なる理由からなのか。

それは分散マンユファクチュアを営む織元 Peirey を例にするならば、漂白

工程を掌握して、その他の工程を専門化した家内労働者に賃加工させ、即ち、紡糸工 (spinster) に亜麻糸を紡がせ、織布工には亜麻布を織らせて、その亜麻糸、亜麻布を引き取るにより生産力を上げ、賃金や固定資本への支出を節約した。固定資本に比して流動資本への投資が多いのはこうした理由からである。

分散マニュファクチュアを営む Peirey は、紡糸工程および整経の工程を備えた作業場を有しているが、この二つの工程については紡糸車 2 台と経糸枠並びに巻糸軸架があるにすぎず、固定資本への支出を極力抑え、外業部たる家内労働に原料を前貸して賃加工させていた。こうした資本主義的家内労働を裏付けるものに、1686年の貧しい亜麻織布工 Hugh Brady の遺産目録(遺産総額£9. 13s. 8d.)⁽⁴¹⁾がある。Brady の遺産目録には織機の記載がない。おそらく Brady は分散マニュファクチュアのもとで雇い職人として織布工程に従事していたとおもわれるが、その一方で1690年の貧しい亜麻織工 Richard Green の遺産目録(遺産総額£8. 10s.)⁽⁴²⁾には£ 1 相当の織機 1 台 (one loome and such things as belonge to the same) が記載されている。Green の遺産目録の内容を詳しく列挙するとつぎのようになる。

〈 Richard Green の遺産内容 [総額£8. 10s. 0d.] 〉

〔農業関係〕 記載なし

〔亜麻織物業関係〕 織機 1 台 (one loome and such things as belonge to the same) ——£ 1 相当。

〔家財ほか〕 衣装 (his wearing apparell) ——15s. 相当。テーブル、食器棚ほか (one table bord, sid[e] coubbord, two ioyned stooles, one forme) ——5s. 相当。鉄製瓶 1 つ、真鍮製小型鍋、ビール用樽 2 つ、小型の釜一つ (one iron crocke, one little brasse pan, two beere barrels, one smale boyler) ——7s. 相当。真鍮製茶缶 2 個 (two brasse kettles) ——10s. 相当。フライパン 1 つ (one fryeing pan) ——6d. 相当。収納箱 1 つ、貴重品箱 1 つ、白目製皿 3 枚、白目製燭台 2 つ、真鍮製燭台 2 つ、白目製ポターージュ皿 2 枚、白目製タンカード 1 つ、白目製塩入れ及び長椅子 (one Chest, 2 Coffers, three pewter dishes, two pewter Candlesticks, two brasse Candlesticks, two pewter pottage dishes, one pewter tankord, one pewter salt, one forme) ——12s. 6d. 相当。イ

グサのマットと寝台の枠を結んだ強力なひもの付きの頭板のある寝台架及び枕3つに毛入り長枕1つ、そして上掛け (one halfe headed bedsteed with one matt and cord, three pillows, one flock bolster, one rugg) ——12s. 相当。イグサのマットと寝台の枠を結んだ強力なひもの付きの頭板のある寝台架及び羊毛製のマットレス1つと毛入り長枕2つ、そしてシーツ1枚にベッドカバー1枚 (one halfe headed bedsteed with matt et cord, one flock bed, two flock bolsters, one sheet, and one Couerled) ——10s. 相当。衣装用あるいは貴重品用の箱2つと木箱1つ (two Coffers, one boxe) ——3s. 相当。火鉢1つに火箸ほか (one firepan and tonge and other lumber forgotten) ——5s. 相当。
〔その他〕 残期間のある家屋の賃借権 (one Chattle Lease roall of the howse for a terme of yeares not expired) ——£3. 10s. 相当。

残念ながら Green の遺言書は残っておらず、遺産目録には記載されない謄本保有地 (copyhold land) などの不動産 (real estate) を保有していたかどうかは不明であるが、Green の遺産目録には農業関係の動産の記載がなく、彼は専ら織元から整経を終えた経糸を受け取り、自己の織機1台を使って亜麻布を織って織元に納める問屋制支配を受けた貧しい亜麻織布工であったと考えられる。

このように Peirey の経営形態としての亜麻織物分散マニュファクチュアは、家族労働のみならず徒弟もしくは雇い職人などを中心とした分業にもとづく協業を成立させた作業場と仕上げ工程たる漂白工程を掌握しながら周辺の紡糸・織布の資本主義的家内労働を問屋制的に支配する外業部との結合として存在していた。⁽⁴⁴⁾

3 亜麻織工の暴動関与への経済的要因⁽⁴⁵⁾

亜麻織布工が暴動に関与した経済的要因を漂白工程との関わりから考察したい。

1620年代 Gillingham 御料林の伐採にともなって発生した暴動に関与した暴徒に対する1630年の星室庁の裁判記録には、亜麻梳き業者 William Butt (罰金£100)、亜麻織布工 Thomas Mathewe (罰金£100) 及び John Mathewe (罰金£40) が記載されている。⁽⁴⁶⁾

これは当時 Gillingham において亜麻梳き工程、紡糸工程、織布工程がおこ

なわれ亜麻織物が製造されていたことを示すものであり、通常、漂白工程が紡糸の段階と亜麻織物の段階とで行われることを考えるならば、暴動当時の Gillingham では漂白の工程のため燃料としての薪が相当量消費されていたと考えられる。

亜麻織物業の展開と暴動との関わりについて、シャープは「1620年代の暴動に参加した暴徒のうち4人が亜麻織物業に従事していた。そして、財務府裁判所の供述調書に、御料林の多くの住民が亜麻織物業に雇われていた」としている⁽⁴⁷⁾。しかし、シャープは暴動への参加を共同用益権の侵害によるとだけ述べるにとどまり、亜麻織物業独自の工程の分析に踏み込んだ上での具体的理由をシャープは示してはいない。

筆者は、遺産目録の分析によって特に亜麻織物業の仕上げ工程である漂白工程における作業に必要な大量の燃料として用いられる薪に注目したい。漂白工程において、しばしばわらび (bracken) や薪 (wood) を燃やしてつくられる灰汁 (potash) と尿 (stale urine) で作られたアルカリ液 (alkaline lye) で煮沸あるいは浸される作業があったことは先述した通りである。

この漂白工程の燃料として用いられる相当量の薪に注目する理由に、かつて広範囲に亜麻織物業の展開がおこなわれ、それにとまなう漂白工程が行われていたマンチェスターの Moston において、1595年に荒地から泥炭を採取することが脅かされたことに対する住民による激しい申し立てがあったことがあげられる。その住民の申し立ての内容は、漂白された亜麻糸 (white linnen yarne) の製造には多くの燃料が必要であり、そして自分たちが生計をたてる唯一の方法がその作業に従事することであるというものであった。共同用益権を脅かされ、亜麻の紡糸の漂白に必要な燃料の確保が困難となった当時、住民が生活に困窮する事態に陥って申し立てをおこなった事実われわれは注目しなければならない。⁽⁴⁸⁾

さて Gillingham において1620年代に勃発した暴動は1640年代に再燃するわけであるが、その継続性をシャープは暴動に関与した者達とそのリーダーシップに求める。リーダーの一人貧しき亜麻織布工 Richard Butler が1644年に逮捕された後、20年代の暴動で名を馳せた蜜蠟燭工 John Phillips が指揮を執った。⁽⁴⁹⁾ そのとき彼はすでに66歳の年齢に達していた。

1646年の記録によれば、1643年から1645年の暴動に関与した12人が1620年代

の暴動に関わった者達であり、革命期に至ってもなお暴動が継続されていたことがわかる。20年代及び40年代の両方の暴動に関与したのは、亜麻織布工 John Mathew、織工 Jonathan Bowles、織工 Thomas Cowley、縮絨工 Robert Cleaves、鍛冶屋 Robert Hewett、屋根葺工 William Sendale、呉服商 Christopher Smart、蜜蠟燭工 John Phillips、ヨーマン Nicholas Reekes、農夫 Thomas Samway、農夫 Thomas Bourne、そして職業不明 John Coup⁽⁵⁰⁾であった。

マンチェスターの Moston の住民による抗議の例にも示されているように、Gillingham 御料林伐採における17世紀20年代から40年代にかけての亜麻織布工による暴動への関与の起因は、多くの住民が従事していた亜麻織物業の漂白工程に必要な燃料確保が絶たれたことに対する不満にあったと結論づけてもよいであろう。

1500年以降、新たなる社会犯罪が現れるが、その一つに燃料用の薪にするために御料林などから枯れ木だけではなく直接枝を折って盗む 'snapping wood' という犯罪があったことが知られている。当時それは慣習化されていたともいわれている。この慣習化は住民にとって家計の重要な部分でもあった。⁽⁵¹⁾ こうした当時の深刻な燃料不足の状況の中、Gillingham では御料林が伐採され、地域住民の共同用益権が失われ燃料となる薪の採取の機会も失われた。こうした状況が亜麻織物業の操業に減退をもたらしたのは必至であった。おそらく森の恵を受けていた小屋住農達は勿論、亜麻織物業に従事していた人々だけではなく、それ以外の職業に従事していた人々に対しても失業などの社会問題の波が押し寄せていたに違いない。御料林伐採に伴う20年代から続いた暴動が大衆運動化した理由はそのためであった。

ま と め

本稿では亜麻織布工の遺産目録を分析することにより、小規模マニファクチュアを営む織元が、仕上げ工程たる漂白工程を掌握しながら小規模マニファクチュアの外業部としての紡糸・織布工程を資本主義的家内労働に組織していたことを解明した。さらに、紡糸の漂白と亜麻織物の漂白の工程において相当量の薪が使用されることに着目し、御料林伐採にともなう亜麻織工の暴動への関与の経済的一要因を明らかにした。

Gillingham は、Sherborne、Dorchester、Lime Regis、Shaftesbury などと共にドーセット州の織物業の中心地であった。1678年の記録にカージー (kersey) がドーセット州の主たる生産物のひとつであったことが記されている。毛織物業の展開について、デフォー (Daniel Defoe) は「この地で生産される毛織物はイングランドの比較的裕福な人々に着用された。また、大量の毛織物がオランダやハンブルク、スウェーデン、デンマーク、スペイン、イタリアなどに輸出された。そして、こうした町周辺には多くの村々が散在し、多くの貧しい人々が従事していた」と記している⁽⁵²⁾。しかし、Gillingham では17世紀半ば以降の毛織物関連の遺産目録はほとんど見当たらない。このことが Gillingham における毛織物業の衰退を意味するわけではないが、むしろ18世紀にデフォーが Blandford のボビンレース (bobbin lace) についてその品質の高さとイングランドでのその評判の高さや、Cranborne のリボン産業について言及しているように Gillingham では亜麻織物業がその主たる産業部門であった⁽⁵³⁾。

最近の研究でも、ドーセット州では羊毛の取引が行われていたが、ウィルトシャーほど毛織物業が盛んであったわけではなく、広幅毛織物も生産地域で消費されたとしている。18世紀になってドーセット州北部での 'swanskin' とよばれるフランネルの生産や 'dowlas' (smock に用いられたきめの粗い亜麻織物) とよばれる亜麻布が織られていたとされているが、筆者の遺産目録の分析からは、少なくともそれらはジェントリの家系に生まれた Gillingham の商人 Thomas Barnes の遺産目録から、17世紀末にはすでに周辺地域で一般に生産されていたと考えられる。彼の1682年の遺産目録には、サージ (searge) などの新毛織物のほか麻と綿の交織ファスチャン (fustion)、'dowlas' といった亜麻布、レースやリボンなどの小間物関係のものが多く記載されている⁽⁵⁵⁾。

Barnes の遺産目録 (遺産総額 £234. 17s. 7d.) には、12s. 相当の棒砂糖 (four and twenty pond of Loaf sugar at six pence per pound)、15s. 相当の赤砂糖 (half a hundred of brown sugar)、£1. 9s. 相当の白砂糖 (half a hundred of white sugar and four barrels)、£2. 10s. 相当のタバコ (the Tabacco in two barrels and two boxes of tabacco) などのほか、業務用であろうか包装紙120枚 (a ream and half of brown paper)、白色紙80枚 (a ream of white paper) や鉛の錘のついた秤 (five pair of scales and all the lead weights) などが記載されている。

新毛織物サージ (searge) も記載されているが、1 ヤードあたり平均2s. 程度であり1689年のドーセット州におけるサージの1 ヤードあたりの値段6s. に比べて安く品質が劣っている⁽⁵⁶⁾。取り扱い高も反物で3反(評価額£8. 9s.)とヤードにして約137ヤード(評価額£14. 16s. 8d.)であり、遺産総額に占める割合も約10%である。梳毛織物 (worsted) 製品、'camlet' や 'sattayne', 'tammy' と呼ばれる多くの種類の新毛織物が記載されており、評価額も£28. 5s. 11d. と遺産総額の12%を占めていて、旧来の広幅毛織物 (broad cloth) の評価額£10. 16s. 7d. の4.6%と比較して多く取り扱われている。このように織物業の生産地 Gillingham における新毛織物の台頭と旧毛織物の衰退がみられる。これら新旧毛織物製品が遺産目録に占める割合は約27%である。

一方、亜麻織物関係を製品別にみれば、'dawlas' が1 エル (1 エルは約45インチ) あたり最低で9d. から最高14d. のものが607エルあり、評価額£14. 14s. 2d. (遺産総額の約11%) と記載されている。また、1 エルあたり15d. から22d. のやや幅広の 'dawlas' も204エルあり評価額£14. 18s. 1d. (遺産総額の約6.3%) であった。僅かではあるが麻袋 (17s. 2d. 相当) も取り扱われていた。

縁飾り用広幅リンネルテープ (inkle)、レース (lace) といった小間物類も Gillingham の亜麻織物産業の1 部門であった。これらの評価額は£7. 16s. 2d. あり、遺産総額の約3%である。亜麻の紡ぎ糸を経糸に綿の紡ぎ糸を横糸に織られたファスチャンの占める割合は、それぞれ£13. 9s. 2d. (遺産総額の約5.7%) であった。ほかに帆の当て布 (blue lining) が£2. 18s. 6d. 相当あり、帆布 (canvas)、リボン (ribbon)、絹 (silk) も記載されている。

暴動が発生して約半世紀経った一人の商人の遺産目録から判断することは危険を伴うが、Gillingham では17世紀には多くの住民がこうした亜麻関連産業に従事していたと考えられる。そして、亜麻織物業の各工程で従事していた住民が御料林伐採にともなう共同用益権の喪失と燃料補給の危機に際して、その生計の基盤を失う危機感、もしくは危機から暴動に参加したのであると、そう結論づけてもよいであろう。

(1) 詳しくは、馬場哲・小野塚知二編『西洋経済史学』(東京大学出版会、2001年)「第2章第6節問屋制とマニュファクチュア」参照。

(2) J.Thirsk, *Alternative Agriculture*, Oxford, 1997, p.119.

- (3) *Notes & Queries for Somerset and Dorset*, Sherborne, vol.XXIV.,1944, p. 249.
- (4) J.H.Betty, The Revolts over the Enclosure of the Royal Forest at Gillingham, 1626-1630, *Dorset Natural History and Archaeological Society Proceedings*, vol.97, 1976, p.21. この Betty の論文は松村幸一氏の提供によるものである。貴重な資料を提供くださったことにたいしてこの場を借りてお礼申し上げたい。
- (5) J.Thirsk, 'The farming regions of England', J.Thirsk (ed.), *The Agrarian History of England & Wales*, Vol.IV, 1500-1640, London, 1967, p.4.
- (6) Dorset Record Office (D.R.O.) D 1.11015. Gillingham forest Map
- (7) Nicholas MSS No.88, Survey of Copy-hold tenants of the lands of Motcombe and Burton and of Gillingham Forest bounds and customs, 1608, (D.R.O. Reference Ph 887) [photocopy 107 and 95 transcript pieces, including personnel and place names index] [original is from Nicholas Manuscript in the John Rylands library, Manchester]
- (8) G.E.Fussell, Four centuries of farming systems in Dorset, 1500-1900, *Dorset Natural History and Archaeological Society Proceedings*, vol.LXXIII, 1952, p.120.この Fussell の論文は松村幸一氏によって提供されたものである。この場をお借りしてお礼を申し上げたい。
- (9) Nicholas MSS No.66, Rental of Gillingham Forest and Lands dated 1624, (D.R.O. Reference Ph 853) [photocopy of original held in the John Rylands library, Manchester]
- (10) Nicholas MSS No.69, f3. the first order for enclosing the fields in Gillingham Manor court, 1616, (D.R.O. Reference Ph 858) photocopy of original in the John Rylands library, Manchester (14 pieces and transcript)
- (11) Nicholas MSS No.69, f3. A revival of the former order in Gillingham Manor court, 1627, (D.R.O. Reference Ph 858) photocopy of original in the John Rylands library, Manchester (14 pieces and transcript)
- (12) E.Crowfoot,F.Pritchard & K.Staniland, *Textiles and Clothing c.1150-c.1450*, Medieval Finds from Excavations in London: 4, London, 1922, p.18.
- (13) D.R.O. Gillingham Parish Register Marriage 1629-1672.
- (14) P.R.O. E159 / 472
- (15) J.Pahl, 'The rope and net industry of Bridport', *Proceedings of the Dorset Natural History & Archaeological Society for 1960*, Vol.82, pp.145-148.
- (16) J.Pahl, *loc. cit.*, なお、地域的に見て農民 (farmer) は酪農業を主とする農民を意味し、酪農の合間の副業として亜麻の栽培をおこなったと考えられる。しかし、Gillingham 地域における亜麻仲買人の記録を現在のところ見出せない。
- (17) E.Roberts (ed.) , *A History of Linen in the North West*, Lancaster, 1998, p.50.
- (18) Wiltshire & Swindon Record Office (W.S.R.O), Probate inventory of

Randall Bamster 1583.

- (19) E.Roberts (ed.), *op.cit.*, p.33. C.J.Harrison, *Glossary of Wills and Inventories from three Tudor / Jacobean Towns*, 2001, p.10. 'forme' は 'bench' の意味である。
- (20) 'skarme' 'scerme' は巻糸軸架の意。M.S.Woolman & E.B.McGowan, *Textiles*, New York, p.66.
糸巻 (bobbins) を備えた巻糸軸架は経糸枠の前に置かれた。
- (21) W.S.R.O., Probate inventory of Richard Bowell, 1641.
- (22) 'xxx S. a C' は100ポンドあたり30シリングの意味である。
- (23) W.S.R.O., Probate inventory of Roberte Ollyver, 1641.
- (24) Teek, Tick 又は Tyke は亜麻布 linen fabric (羽根布団用側布) のことである。多くの史料を参照し、教えていただいた Dorset Record Office の County Archivist である David Reeve 氏にこの場を借りて謝意を表したい。
- (25) 'lake' は小川を意味する。G.E.Dartnell & the Rev E.H.Goddard (eds), *Wiltshire words*, Sailsbury, 1991, p.90.
- (26) P.Stanier, *Discover Dorset The Industrial Past*, Dorchester, 1998, p.41. Gillingham では亜麻用水車 flax mill に引かれた水路で retting 作業が行われた。
- (27) E.Roberts(ed.), *op.cit.*, pp.24-5. 早期から亜麻織物業の普及があった地域では、早くも16世紀前半期から水質汚濁に関するマナー裁判記録が残っている。それには「1541年、必要と認められる時は各々の保有農は le Broke とよばれる水路の清掃に従事すべし。公共に供される le Broke で Clothes とよばれる亜麻織物を洗ってはならない」と規制されている。M.Newson, *Land, Water and Development*, London, 1997, p.14.
- (28) W.S.R.O., Probate inventory of Jeremiah Gatehouse, 1684.
- (29) G.E.Dartnell & the Rev E.H.Goddard (eds), *op.cit.*, p.173. 'Turn' or 'Torn' は紡糸車 'A spinning-wheel' を意味する。
- (30) 'Tow' または 'Towe' は麻や亜麻の粗い部分 (the coarse part of hemp or flax) の意味ではなく、ここでは「同様の」という意味で用いられている。すなわち、前述の 'fine' を意味する。
- (31) W. Barnes, B.D., *A Glossary of the Dorset Dialect with a Grammer*, London, 1970, p.91.
- (32) 'In money and good debts' 「現金及び回収確実な貸金」と遺産目録に記載されている例がある。(D.R.O., M/C/R/49, Probate inventory of Thomas Card butcher 1687) また、遺産目録の 'debt' の意味について M.Spufford は「遺言者の負債は遺産目録に記載されるべきではない。なぜなら負債は他人の資産であるからである」という Burn の言を引用している。(M.Spufford, 'The limitations of the probate inventory' in (ed.) M.Spufford, *Figures in the Landscape*, Ashgate, 2000, p.57.) 従って、遺産目録の 'debt' は通常債権と考えるべきであろう。
- (33) E.Crowfoot, F.Pritchard & K.Staniland, *loc. cit.*

- (34) E.Roberts (ed.), *op.cit.*, p.36.
- (35) W.S.R.O., Probate will of Richard Peirey, 1687.
- (36) W.S.R.O., Probate inventory of Richard Peirey, 1687.
- (37) 14世紀から16世紀の間に、紡糸工程では紡糸車 (spinning wheel) が糸捲竿 (distaff)、紡錘 (spindle) に代わって用いられるようになった。亜麻紡車 (flax wheel or Saxony wheel) は、1530年にドイツの Jurgens によって発明されたといわれている。(S.Woolman & E.B.McGowan, *op.cit.*, pp.31-35.) W.S.R.O.の County Archivist である Steve Hobbs 氏によれば‘too at speening’は‘two looms for spinning’の意味する。従って、‘too at speening’を2台の紡糸車と訳出した。織物業の歴史に関する研究者の方々 (specialists) に照会して下さった Steve Hobbs 氏に謝意を表したい。
- (38) ‘hike’は‘heck’を意味する。用語上の意味に関してご教示頂いた W.S.R.O.の County Archivist である Steve Hobbs 氏にこの場を借りて再度謝意を表したい。
- (39) E.Roberts (ed.), *op.cit.* p.38.
- (40) Peirey の遺言書から彼の家族構成がわかる。彼の家族は5人家族であり、2人の息子たちは独身で一人娘はすでに Richard Leir という者に嫁いでいた。リースを含む動産全てが妻 Mary に遺贈されることになっており、彼女の死後に2人の息子に其々財産分与されることになっている。作業場の4台の織機、亜麻作業場の1台の織機から織布工程では徒弟、雇い職人が雇われていたと解しても良いとおもわれる。W.S.R.O., Probate will of Richard Peirey, 1687.
- (41) W.S.R.O., Probate inventory of Hugh Brady, 1686.
- (42) W.S.R.O., Probate inventory of Richard Green, 1690.
- (43) 遺産目録には、通常、動産 (movable goods) 及び借地 (leasehold land) は記載されるが、謄本保有地や自由保有地は記載されない。M.Spufford, *op.cit.*, p.48.
- (44) 毛織物業に関する分散マニユアクチュアについてはすでに坂巻清氏のすぐれた研究がある。坂巻清「近世ウルトシャーの毛織物工業」(『土地制度史学』第50号、1970年)。
- (45) Gillingham の暴動に関しては過去すぐれた研究がおこなわれている。先述の J.H.Betty に加えて、B.Sharp, *In contempt of all authority: rural artisans and riot in the west of England 1586-1660*, Berkeley, 1980. D.G.C.Allan, “The Rising in the West, 1628-1631,” *Economic History Review*, 2ndser., V, 1952, pp.76-85. 富岡次郎「第8章 17世紀の農民一揆」(『イギリス農民一揆の研究』創元社、1965年)、武嶋夫「1620～30年代のイングランド西部一揆についての一考察」(『経済史研究』1999年)がある。
- (46) P.R.O. E 159 / 472.
- (47) B.Sharp, *op.cit.*, p.167.
- (48) E.Roberts (ed.), *op.cit.*, pp.36-7.
- (49) B.Sharp, *op.cit.*, pp.240-1.

- (50) JRL, Nicholas MS 74 / 21, the names of those fined 4th Carolus in Star Chamber et now againe riotous P.R.O. E159 / 472.
 シャープは、John Phillips を裕福な皮なめし工としているが誤りである。彼は chandler であった。chandler とは一般に蜜蠟燭工である。
- (51) J.Briggs, C.Harrison, A.McInnes,&D.Vincent, *Crime and Punishment in England*, London, 1996, p.91.
- (52) W.Page (ed.), *A History of Dorset*, (The Victoria History of the Counties of England) Vol.II, London, 1975, p.360.
- (53) *Ibid.*, p.329.
- (54) P.Stanier, *op.cit.*, pp.40-41.
- (55) P.R.O. PROB 4 / 11901 Thomas Barnes, 1682.
- (56) W.Page (ed.), *op.cit.*, p.361.

[付記] 本稿の執筆にあたって用語上の問題点、解釈について煩を厭わず懇切にご教示していただいた大阪経済大学の松村幸一教授に深い謝意を表する次第である。また、Wiltshire & Swindon Record Office および Dorset Record Office の County Archivist の諸氏には用語上の度重なる質問に対して懇切丁寧に回答していただいた。この場をお借りして謝意を表したい。

(いぬい ひであき・北海道古平中学校教諭)

This paper aims to supply a major deficiency in literature of the countryside production of linen cloth in the Gillingham area, Dorset, the lack of the demonstration of complex stages of linen production in seventeenth century. This study relies very heavily on probate inventories for the details of spinning, weaving and bleaching in the area. Whilst dairy farming has been the subject of these woodland regions, we are still remarkably ignorant about the linen industry which played the important role in the region. Although we also know a great deal information on linen trade and economic history, the details of the manufacturing processes used are not well known. This paper will attempt to clarify what linen industry actually was in the complex and often painful relationship between the process of production and Gillingham royal forest which was disafforested in 1620s and where riots broke out afterward.